

遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置に関する指針 についての基本的な考え方

1 指針の対象とすべき作物（検討資料No.2）

対象作物は、遺伝子組換え作物の栽培に関する第1種使用規定の承認状況や、府内で栽培される可能性、更には、交雑に関する知見の状況を踏まえ、当面、イネ、ダイズ、トウモロコシ、西洋ナタネとする。

なお、第1種使用規定の承認の動きや新たな知見等を踏まえ、必要に応じて対象作物を追加する。

2 交雑防止措置について（検討資料No.2）

交雑防止は、必要な隔離距離を設けることを基本とする。その隔離距離には、農林水産省の実験指針に安全率を設けることとする。

必要な隔離距離を確保できない場合は、防虫網による被覆など、距離による隔離以外の代替措置を設ける。

ただし、西洋ナタネについては、虫媒花であることから、距離による隔離に上乗せして訪花昆虫の侵入防止措置を実施する。

水稲	30m × 安全率
ダイズ	10m × 安全率
トウモロコシ	600m × 安全率
西洋ナタネ	600m × 安全率
	（訪花昆虫の侵入防止措置を上乗せする。）

3 混入防止措置・モニタリング措置について（検討資料No.3）

混入防止措置は、農林水産省の実験指針や他府県での基準を参考にして、後作のほ場管理や収穫物の取扱いを設定する。

イネ、ナタネは、雑草化した同種作物があるため、前作及び後作の取扱いを設定する。

交雑のモニタリングは、他県案を参考に取扱いを設定する。

なお、モニタリングは遺伝子組換え作物の栽培者が行い、その結果を知事に報告する。